

# 議会運営委員会

平成17年1月25日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小野 隆雄                      ○里川宜志子                      嶋田 善行  
飯高 昭二                      西谷 剛周                      三木 誓士  
中川 靖広

## 2. 理事者出席者

総務部長 植村 哲男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、飯高委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。

まず最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員に嶋田委員、飯高委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。

協議事項1.（1）平成17年第1回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

初めに、会期日程についてを議題と致します。

本臨時会については2月2日（水）の会期は1日ということで決定させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

第1回斑鳩町議会臨時会は2月2日（水）で会期は1日ということで決定させていただきます。

委員長 次に、付議予定議案についてを議題と致します。

総務部長に出席を願っておりますので、付議予定議案について、概要説明をいただきたいと思っております。

総務部長 臨時議会の関係の案件でございますが、3件お願いすることにいた

しております。議案といたしまして1件で、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の廃止についてと申すこととでございます。報告2件につきましては、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、同様に平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてと申すことの3件でございます。

その概要でございますが、1つ目の平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の廃止についてでございますが、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会を平成17年2月28日限りで廃止することが、1月18日の第16回合併協議会において協議された結果、確認されたので、地方自治法第252条の6の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次の報告でございます。まず、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）でございます。これにつきましては、昨年9月7日、町道437号線、大和川の堤防線でございますが、斑鳩町大字目安先におきまして、道路方の欠落の瑕疵がございまして、走行中の車両に損害を与えた事による損害賠償の示談が成立したことから、その額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により1月7日に専決処分したことによって、同法同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。これにつきましては、欠落部分に車のタイヤがはまり込んだことによって、タイヤとホイールが変形したことによる損害賠償ということでございまして、過失割合につきましては町が20%、本人が80%という割合の中で、損害額の2割を相手にお支払するものでございます。同様に、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）でございます。これは、先ほど申し上げました5万2,000円につきましては、損害賠償補償金を歳入として受けまして、賠償金としてお支払するものでございまして、その補正をお願いするものでございます。それによりまして、補正前の額

が93億2,845万9,000円に5万2,000円を追加し、補正後の額を93億2,851万3,000円とするものでございます。

以上簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 付議予定議案について、総務部長の方から概要説明を受けましたが、委員皆さんの方で、事前にお聞きしておくことがあれば、質疑意見等をお受けしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中川委員 この前に委員会でも意見を述べさせてもらいましたが、総額いくらで、何割の過失で、いくら補償を明記してほしいということを委員会と言ったと思いますが、それは今回は議案書に入るのでしょうか。

総務部長 これから議案書を調製しますので、そういった事につきましては、前に意見をいただいている事を念頭に入れて、対処したいと考えております。

委員長 少し、補足してほしいと思いますが、まず議案ですが、廃止について議会の議決が必要ということは理解できるのですが、どこも3月議会を持たれると思うのですが、私どもも3月議会の予定を入れていきますので、そこまで待てないのか、臨時会を召集していかなければならぬ理由を簡単に述べていただきたい。

総務部長 説明不足だったかも分かりませんが、この関係につきましては協議会を2月末で廃止したいということで、協議の中で確認されたので、その関係で臨時会を召集しなければ対応できないということで、お願いするものでございます。ちなみに、上牧町が一番早ようございまして1月21日、あと4町は2月2日、安堵町だけが2月4日でございます。そういった形の中で、2月末までということで、手続きがありますので、開いていただくということになっております。

委員長      もう1点なのですが、2月末で廃止ということになった時に、職員が斑鳩町からも2名、各町から2名、派遣されておりますし、それらの事について、年度末までにきっちりとするというような意味で、2月末に法定協を廃止という法的な手続きを採るという事で理解したらよろしいですか。

総務部長      職員の関係につきましては、会長、副会長の町であります河合町、三郷町、それと奈良県から来ていただいている職員、その者だけは3月末まで参りますが、それ以外の町の職員につきましては1月末で、2月からは各町へ戻るというかたちの中で、あと2町の、河合、三郷から来ている職員によって整理をするということです。そういったことで、3月中に奈良県知事へ合併協議会の廃止の届を出していただきまして、その中で会長によりまして、16年度の歳入歳出の決算の調製をしていただくということになりまして、3月中旬頃には各町に決算報告をしていただけるというような関係で調整されております。

三木委員      法定協に出させていただきましたが、今、2月末をもって事務局を終わらせると、2月末と、3月末までに、2月末で何人にて、3月末まで何人体制で、いつ終わると、その辺について。

総務部長      各町からは2名ずつ派遣されておることから、それと県から1名をいただいております。そういった体制で今まで参ったわけでございますが、先ほど申し上げましたように、その中で5町から来ております10名については各町へ戻るということでございます。残りの河合、三郷から来ております4名と県の職員1名、計5名で残務整理をするという事になる訳でございます。

三木委員      3月末までですか。

総務部長      3月末までです。

委員長        それでは、他になければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長        次に、本会議における付議予定議案の審議の方法ですが、議事日程表を参考にさせていただきたいと思っております。

                 議事日程表に沿って、確認をしていきたいと思っております。

                 日程3. 議案第1号、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の廃止については、総務部長から説明がありましたように、去る1月18日に開かれました第16回法定合併協議会において、12月5日に実施された住民投票の結果を受けて、王寺町と斑鳩町から法定合併協議会離脱の申し出があり、同日提案された法定合併協議会の解散（廃止）についての案件が、原案どおり2月28日に解散する旨、確認がされています。

                 このことから、2月中旬までに各町で臨時議会を開催し、法定合併協議会廃止の議決を得ていくということとなっております。

                 本案の取扱いにつきましては、市町村合併調査研究特別委員会において、町長からも協議会からの離脱表明がされており、議会としてもそのことについては確認を致しておりますので、委員会付託を省略し、提案説明、質疑等の後、採決ということで進めてもらうということで、よろしいですか。

                 ( 異議なし )

委員長        異議なしと認めます。

                 日程3. 議案第1号については、委員会付託を省略し、提案説明、質疑意見等の後、採決ということで確認を致しておきます。

                 討論が必要となりましたときは、従来どおり賛否の討論はそれぞれ1名ずつということで確認を致しておきたいと思っておりますがよろしいで

すか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

討論が必要なときは、賛否それぞれ1名ということで確認を致しておきます。

委員長

次に、日程4．報告第1号、日程5．報告第2号については議会の議決により決定された町長専決処分の報告であり、一括議題といたしたいと思います。

このことにつきましては、12月議会においても確認を致しておりますように、議会の議決により決定された損害賠償の額を定めること及び、これにかかる補正予算の案件については、次回の議会から委員会付託を省略し、本会議初日に質疑意見等の後、採決ということで、委員会付託は行わないということの確認をしておりますので、報告第1号、報告第2号につきましては一括議題とし、委員会の付託を省略ということで進めてもらうということによろしいですか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

報告第1号、報告第2号の両案件については一括議題とし、委員会付託を省略し、提案説明、質疑意見等のあと採決ということで確認しておきます。

委員長

町長からの付議予定案件は以上ですが、ここまでのところで、何かご意見等あればお受け致したいと思います。

( 質疑意見なし )

委員長 他に、質疑意見等もないようですので、付議予定議案については、今、決めさせていただきましたとおりの取扱いで、議長の方で進めてもらうことと致します。

委員長 次に、（２）その他についてですが、案件については、明記しておりませんが、理事者の方から、行財政改革の取組みとして、常勤の特別職及び管理職手当の減額について説明、報告をさせていただき、ご理解をいただきたいとのことで事前にお聞きしておりますので、まず、このことについて、総務部長の方から説明を求めたいと思います。

総務部長 ただ今、委員長さんの方からお話がありましたように、斑鳩町が合併せずに単独の道を選択するということになりました。そうしたことから、今後の財政状況がさらに厳しくなる中で、平成17年度において第3次行政改革大綱をより積極的に進め、より健全な財政計画を確立しなければならないと考えており、この事については既に町長が12月議会において申し上げてきたところでございます。現在のところ、平成17年度の予算を編成中でございます。そうした中で、町長をはじめ、助役、収入役、教育長の給料の削減・減額、管理職手当の支給率のカットにつきまして、議員の皆様方にご理解とご協力をお願いするものでございます。

その内容でございますが、まず、町長等の給料の削減についてでございます。町長につきましては10%、助役で7%、収入役・教育長でそれぞれ5%を減額させていただくということで、これによりまして約334万5,000円の人件費の削減を見込んでおる所でございます。次に、管理職手当の支給率のカットでございますが、部長職につきましては現在13%を11%に、課長職につきましては現在10%を8%に、課長補佐職につきましては現在8%を6%に、それぞれ2%ずつカットさせていただくということでありまして、これにより約544万3,000円の人件費の削減を見込んでおる所でござい

ます。そういったことで、ただ今申し上げました平成17年度中におきまして、こういったことにより削減をさせていただくと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいということでございます。そういったことから、通常は特別職の給料を変える事につきましては、特別職の報酬等審議会に開催をしていただき、諮問をしておる所でございますが、今回につきましては条例改正をするに当たりましては付則において措置をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと考えております。当分の間と先ほど申し上げましたように、17年度中にこれからの財政をどうするべきかということの構築といえますか、確定をしまいたい。そういった事を踏まえての、当分の間という形の中で、とりあえず17年度中にそういった対応をさせていただくということで、議員の皆様方のご理解とご協力をお願いしたいという事でございます。

併せまして、日当の関係でございますが、日当につきましては現在その支給につきましては、特定地域の日当については常勤及び非常勤の特別職につきましては800円、一般職につきましては等級によりましては変わりますが、500円または400円を支給することにいたしております。ただし、近隣市町村につきましては日当は支給しないということに規定しております。特定地域の関係につきましては、その中の近隣市町村のエリアをさらに拡大させていただきまして、奈良県内の出張については日当を支払わないということにさせていただきたいということで考えております。その関係により、約178万5,000円程の削減を見込んでおきまして、先ほど申し上げました削減の額と合わせますと約1,057万3,000円の削減を見込んでおるところでございます。先ほど申し上げましたように、とりあえず17年度の予算において、そういった対応をしたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

委員長

説明がありましたことについて、委員皆さん方の質疑、意見等あればお受けしてまいりたいと思います。何かございませんか。

嶋田委員 例えば大塔村へ出張という場合はなしになるわけですね。

総務部長 大塔村というのは吉野で遠いという事でございますけれども、一応それも含めていわゆるなしという、奈良県内とさせていただくという事で考えております。

嶋田委員 そしたら大阪の、隣の柏原市へ行く場合は出るわけですか。

総務部長 とりあえず我々として考えるのは、県を越えたら、吉野だけでも別にしようという事もありましたけれども、そういった回数は少ないですのであえて奈良県内という事にさせていただいているという事でご理解賜りたいと思います。

嶋田委員 分かりますけれども、地域よりも例えば距離でいくとか、そういう方法もちょっと考えていただけたらな、とは思いますが。

総務部長 本来は今おっしゃった通り距離で考えるのが妥当であり、これまでそれで決めてきた訳ですけれども、最近やはり車で行けば、案外走れば行けるような事もありますので、あえてマイカーで行くという事はほとんどありません。公用車で行きますので、そういった事で考えさせていただいたという事でご理解をお願いします。

里川委員 私はこの管理職手当につきましては、特にこの%、部長・課長・補佐級というのを一律2%というのは非常に厳しい数字の出し方ではないかという風な感じがしているわけなんですけれども、この一律2%という事に至った経過の方をもう少しちょっと説明をお聞きしたいなと。よそだったら部長と課長と補佐でね、パーセンテージを変えてはる所があるんです。カットするにしても、やっぱり補佐級になってきたら低くなってきているわけですからね、その分パーセンテージをち

よっと低くするとか、何かよそで細かくきっちりやってはる所だったら本当にパーセンテージを級によって変えてやってはるような所もあるんですけど、補佐級、非常に、斑鳩町の現在補佐級、有能な職員が多いと思いますし、その中で若くして補佐に昇進して意欲を持ってがんばってやっていこうという下に控えている係長職もいてる中で、果たしてこれが職員の、今後単独でやっていこう、我々も頑張っていかなあかんという意欲についても、非常に影響が出てくるのではないかな、という心配をしているところなんですけれども、一律2%にされた経過の方をお尋ねをしておきたいという事と、それとこれと合わせて出先機関の駐車場を全て職員から取ると。今まで本庁に来られてた職員さんから駐車料金をいただいていると思うんですが、紙貼って名札もつけて、あそこをきちっと整備されているんですけども、出先、水道やら公民館やら、それとごみの焼却場の所とか、いかるがホールであるとか、色々な出先の職員さん達についても駐車料金をいただくというような考え方が示されているんだ、という事をちょっと耳にしたんですが、そこの所の説明ですね、学校の先生も含めまして総務部長の方からお話をしていただける所までちょっとお聞きしておきたいなと思うんですが。

総務部長　　まず1点目の管理職手当の2%カットについてでございますが、ただ今副委員長がおっしゃったように、実際にされていく中でやはり自治体によりましては10%カットされているという所もございますけれども、本町につきましてはそういった事につきましては、今後それぞれ課長補佐にありましても課長、部長という事でやはりなっていく立場にある者でございます。そういった観点もありますし、斑鳩町を想う気持ちはそれぞれ皆同じでございますので、斑鳩町につきましては、他の町村は色々な選択肢はあるといたしましても、斑鳩町におきましてはそれぞれ同じ思いの中でいこうという事の中で、それぞれ一律に2%カットという事にさせていただいている、という事でご理解お願いしたいと思います。

2点目の駐車場の関係につきましては、役場本庁の関係につきましては、すでに現在、駐車場料金をいただいておりますけれども、出先の関係につきましては、一年、ワンクッション置かせていただいた中でやはり徴収していこうという事にさせていただいております。いずれにいたしましても、駐車場というものにつきましては、本来は当然そういった関係の駐車場については、設置につきます経費もかかっておるものでございますけれども、その必要な関係につきましては官民の格差、是正と言いますか、そういった観点からしてもやはり必要な経費については徴集したいという事につきまして、一年延ばさせていただきましたけれども、同様の取り扱いをさせていただくという事で4月1日から出先機関につきましても同様の額を徴収したいという事で考えておるところでございます。ちなみに今現在職員から1つ3,000円、駐車場につきましても費用としていただいております。簡単でございますけれども、そういった理由でさせていただいております。

里川委員

私は、職員さんの問題につきましても、補佐級の方達は、斑鳩町では部課長会議なんかもされていて、いろんな事を検討する会、町長の意向などを検討する部課長の会議なんかもあるわけですね。直接的に色々聞く、議論するという場もあるのかも分かりませんが、補佐級についてはそういう所にも出席できない。また、管理職という責任もある、割合中途半端な位置に居はるんですね。そして、その割りに仕事の量はどうかというと、補佐級というのはかなり係長を兼任しながら非常に広い業務を持ってやっただいたっている、更に私は少数制でやっていく中で、特に補佐級あたりの方には是非とも今後も、素晴らしい人材多いですけれども、さらに頑張っていたきたいと想っているところなんで、このカットが非常に8%から6%というカットはちょっと大きすぎるのではないかな、気の毒ではないかな、という風には思っているんですね。人件費についてももちろん町はカットしていくんだという方向も示している、その中では定員管理という問題が

あって、退職者があっても採用しないという事で定数を減らしてきているという事で、少ない人数で努力をしてますよ、という事では住民にも説明がつくのではないかなという風な考え方もちょっとしたものですから。今年、17年度の採用してませんよね。してないけれども、退職者はこの間の事件もあったので思わない退職者も出ていると思うんですけども、退職者あると思うんです、来年度。だからその退職者を採用ゼロでうめてないという所についても、そういう風に業務の負担が大きくなって、それぞれの職員が努力していってもらおうという形になっているという事で一定の理解をしていただけるのかなという風に思うんですが、手当の所ではちょっと私まだ納得がうまい事しきれてないという事を申し上げておきたいと思うんです。それと駐車場なんです、ここへ来てはる職員さんはきちっと看板上げて、全く来庁者なんかとは別個にきちっと整備されてるんですが、出先の方ではそこへ行かれる住民の方達と区別をつける事というのは、お金をとるとしたら、とりながら区別をつける事は非常に難しいのではないかなと。その事の整備なんかについてはきちっと内部的に協議をしながら慎重にやっていただかないといけないなという事をお願いしておきたいと思いますし、それと学校の方なんです、これもちょっと耳に入ってきた話ですが、学校の方も、学校の先生、県の職員さんですが、斑鳩町へ来られる、そしたら学校の先生からも一律3,000円ずつ頂こうという考え方を斑鳩町はどうも示しているようなんですが、お隣の平群町では、2,000円という数字が出ているらしいんです。同じ県の職員さんなのに、来る所によって料金が違うという事については、私ちょっとどうなんかなと。その辺は近隣と調整というのか、そういう事は斑鳩町としてはこれまでされなかったのかどうか、この所もちょっと気になっているんです。

総務部長

1点目の課長補佐の関係につきましても、我々は決して中途半端な職だとは考えておりません。課長が欠けた時とか不在の時には課長に代わりまして課を経営し、対外的に対応していただく立場にあります

ので、ある意味では課長と同じ職務をしていただく立場にありますから、決してお言葉を返していけないですけども、中途半端ではなくて、ちゃんとした責任や立場にあるという事でありますので、その点ご理解よろしくお願ひいたします。

それと、駐車場の関係につきましては当然各施設の管理者におきまして、お金をとるなら職員駐車場というものを確保するというか、明記するのは当然でございます。それについてはおっしゃる事は当然だと思ひますので、そういった対応については施設の管理者の方で対応していきたいと考えております。それと県の先生方の関係でございますけれども、当町では同じような額という事で考えております。例えば会社に例えまして、会社で勤めておられましても勤め先によっては、やはり同じ会社の社員でもそこで駐車場料金を払うという事については、地域地域で違うという事でございますので、平群町と斑鳩町で違う事も出てくるかと思ひます。それについて十分、教育委員会を通じて説明し、理解を求めていくように努力をされておりますので、その点を報告させていただきます。

里川委員 今、教育委員会の方が主導だろうと思ひますので、郡として調整したかどうかとか、そういう事まではちょっと総務部長に聞くのはあれかなと思ひますので、総務部長の知ってはる範囲でお答えいただいたと思ひますので、後はまた私も教育委員会の方でお尋ねをさせていただくようにします。私、補佐級については、本当に何と言うんですか、責任も重い割には位置付けが非常にね、会議にも出ない、色々な所で、ちょっと言葉の出し方も私も悪かったとは思ひますけれども、一応私もその辺が気になったのでこの機会を利用してお尋ねさせていただいたという事で。

委員長 あの方がありますので、ちょっと意見は色々言ってもらっていますので、それは理解してください。

他にございませんか。

委員長 2点ほど教えて下さい。まず、常勤の特別職の報酬をカットするという事なんですが、本来、報酬等審議会を開催してそれらの手続上追っていかねばいけないと思うんですが、その事についてはどのように、当分の間というような表現をされていたと思うんですが、その事についてちょっと議員の皆さんにも理解してもらいたいと思いますので、聞かせてください。

総務部長 先ほど少し触れたと思いますけれども、17年度中に今後どういう方向で進めていくか、特に財政面についてどういう形で進めていくべきかという事の関係について十分に検討して、確定させていきたいと考えております。それまでにやはり町といたしましても、やはり住民に町長が申し上げておりますように、やはり単独で選択した以上はそういった関係につきましても17年度予算からでも反映させるものは反映させていきたいという町長の意向でございますので、とりあえず付則の中で当分の間、カットをしたいという事の対応をしてみたい。確定された段階におきましては、またちゃんとした、必要ならば特別職の報酬等審議会を開催させていただいて、ご意見を賜るような事も必要かと思っております。当分の間という事でお願いするものがあります。

委員長 という事は、今、16年度中には開催ができないという事で、当分の間という事で、理解させて頂いておいて、17年度予算に関して常勤の特別職については、334万5,000円ですか、そういう予算案で出てくるという事で議会の方も理解しておいたらいいという事と、それと17年度中にはすぐに景気もよくなる要素もないので、やっぱり財政的に窮屈であるから、当然報酬等審議会を開催して検討していただくという事、という事で理解しておいたらよろしいですか。当然その事は私達非常勤の特別職の報酬も審議していくという事で。

総務部長

それにつきましては、そういった機関の中でどういったお話、検討をしていただけるか、という事は今の段階では申し上げにくい事がございますけれども、とりあえず町長も申ししておりましたように、現在第3次行政改革大綱が制定されてその方向で進んでおりますけれども、そういった関係につきまして積極的に進めて参りたいという事の中で、町長は民間からでもそういった公募をさせていただいた人も入れた中で17年度中に検討していきたいと申し上げておったと思います。そうした事を入れた中でやはりそういった方向に向けていきたい。そうした結果として出てきたものについては正式に議会の方にもご報告申し上げてご理解賜っていただかなければならないと考えております。そういった一部と言いますかそういった方について、また特報審に諮問していただかなければならない部分も出てくるかと思えます。そういった関係の中でやはり諮問について答申いただいた結果として条例でちゃんと明記する事については今後このような形で例えば削減するならば削減していきますよ、とお決めいただいたら、そういった方向で議会にもお話させていただいて、条例改正をさせていただく。それまでの当分の間という事でお願いするものでございます。

委員長

日当、旅費についての条例改正、条例で設定していた範囲というのは、条例の中には範囲は決めてなくて、出してこないという事ですね。

総務部長

3月議会でも出させていただきます。特定地域の中で今まで特別職の関係では800円の支給をしておりましたけれども、それについては支給しないという関係について特定地域については日当の支給をしないというような事は、はっきりうたわなければなりませんし、一般職の職員の旅費の支給についても同じでございます。500円、400円と決めておりますので、それについても支払しないという形ではっきりとしないといけないと思いますので、それについてはそういった方向でさせていただきたいと思えます。

委員長           とりあえず、という事で、いま聞かせてもらいました。  
何か意見ございますか。

（質疑意見なし）

委員長           それでは、他に質疑意見等もないようでありますので、ただいま説明を受けましたこの事については、臨時会当日の全員協議会で委員長報告の中で、説明を受けたという事で報告しておくことと致したいと思っておりますが、そういうことで本日は説明を受けたという事で、終わっておきたいと思っておりますが、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長           それでは、そのように確認を致しておきます。  
それでは他に委員皆さんの方で、その他という事で質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思っております。質疑意見等のある方はどうぞ。

（質疑意見なし）

委員長           議長の方からありませんか。

（ 報告なし ）

委員長           事務局の方からはありませんか。

事務局長       事務局の方から少し皆さん方にご報告させていただきまして、ご理解をいただきたいと思います。今、健康増進法の関係で役場庁舎内では分煙器を各階に設置をさせていただいておりますが、受動喫煙防止

という観点から各階の分煙器、灰皿等については全て撤去させていただくという方向で、今、1階、2階、3階、地下にはそれぞれ分煙器を設置いたしておりますが、1階、2階については分煙器、灰皿は全て撤去するという事で、来客の方につきましては地下の休憩室の横で喫煙ルームを設置していきたいという事で考えさせていただいております。それから3階についてでございますが、場所等について色々検討させていただいたわけでございますが、現在分煙器を設置させていただいておりますあの場所でぐるりを囲みにさせていただきまして、喫煙ルームという形で計画をさせていただきたいと考えておりますので、議員の方でご了解をいただければ、新年度そういう事で建設の計画を進めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件につきましては全員協議会の方でもまた、私の方から議員皆様方にご説明させていただき予定をいたしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 事務局から説明のありましたことについて、総務部長の方で補足しておいていただく事があればお願ひしたいと思ひます。

総務部長 今、局長さんの方からおっしゃった事で議会の方の3階についてはそういった分煙化を更に積極的に進めるという事で町の方もそういった方向で進めたいと考えておりますので、ご不便おかけしますがけれども、またご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。今までは各階に分煙器という形で対応させていただいておりましたけれども、今後は地下と3階の2つのフローアの中でより明確な分煙化を進めたいという事ですのでよろしくお願ひ致します。

委員長 ただ今、説明を受けましたことについて、委員の皆さんの方から質疑、意見がありましたらお受けしたいと思ひます。

三木委員 地下と3階という事で、1階と2階がなくなるという事で、部長に

聞きたいんですけども、職員の方は当然両方使われてると思うんですけど、何かその辺で声が出たんじゃないですか。職員の方かなり喫煙者が多いんですけどね。それともう1つ、1階がなくなるという事は、一般の住民の方が来られて、入ってすぐの右側で喫煙しているんですけど、そこに対して今度は地下に行くという事で、地下にありますよという表示、その辺のところを何かされるのか。来てなければ、たぶん地下は分からないので帰ってしまうという事。その辺どうでしょうか。

総務部長 全庁的に喫煙を行うという事の中で、やはり一定の場所に決めるという事になれば職員、職場は当然でございますけれども、来客の方々にもそういった喫煙場所についての明記を考えております。そういった、おっしゃる通り案内できるような形、目印は当然でございますけれども、職員もそうした事で、来庁されたら分かりやすいようにお招きするという形をさせていただきたいと思っております。職員につきましても今までは各フロアにあったわけでございますけれども、今度は3階と地下という2ヶ所になりますと、職員は狭い所で窮屈であろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように一般の方のご利用もある事からして、職員、公務員として恥かしくないような態度で喫煙をしていただくという事の中で、そういった事の自覚を求めて参ります。

委員長 他にありませんか。

説明を受けた事項については全員協議会で、再度事務局から報告していただくということで、議会運営委員会においては報告、説明を受けたということで終わっておきたいと思っておりますが、よろしいか。

( 異議なし )

委員長 それでは、他にないようでありましたら、本日の議会運営委員会は

これで終わりたいと思いますが、臨時会当日に特に審議を要する案件がないようでありましたら、委員会は開かせていただかないということで、確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

臨時会当日、どうしても委員会を開く必要が出てまいりました時には、正副委員長の判断で議会運営委員会を開かせていただくかも分からないという事もお含みいただきたいと思います。

以上を持ちまして、本日の議会運営委員会を終了させていただきます。どうもご苦勞様でした。

(午前9時45分 閉会)